

新都市社会技術融合創造研究会
第 19 回プロジェクト選定・評価委員会

日時：令和 5 年 2 月 1 5 日(水)14:00～14:40

場所： OMM大阪マーチャンダイズ・マート

2 階 2 0 5 会議室

議事次第

1．開会

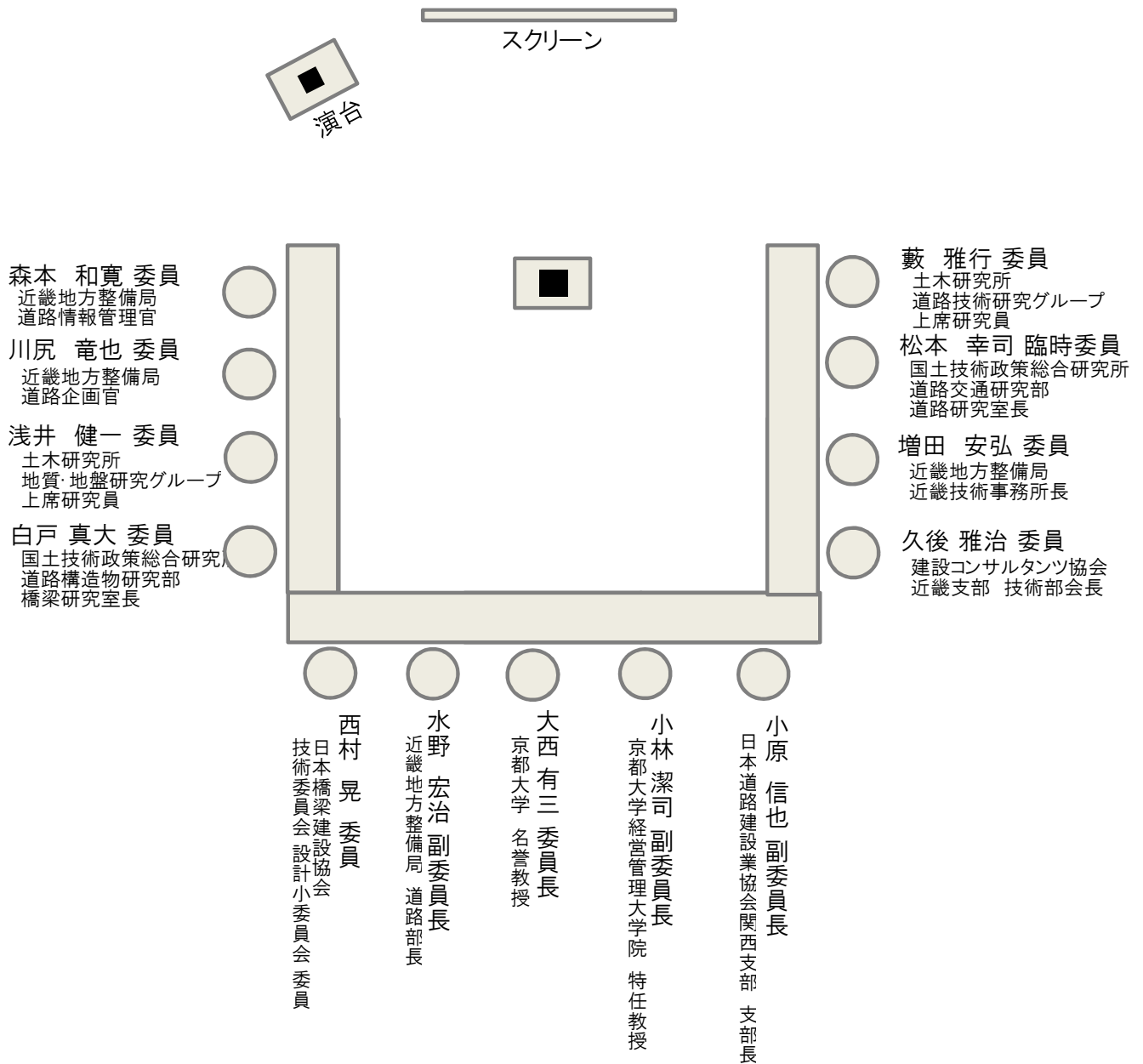
2．出席者紹介

3．議事

- (1) 令和 4 年度事業経過報告、令和 5 年度事業計画(案)報告
- (2) 中間評価における考え方
- (3) 令和 5 年度新規プロジェクト募集研究テーマ審査

4．閉会

第19回プロジェクト選定・評価委員会
委員配席図(案) (OMM 2F205会議室)



新都市社会技術融合創造研究会 規約

1. 総則

(名称)

第1条 本会は、新都市社会技術融合創造研究会（略称；新都市社会技術研究会）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、近畿地方整備局道路工事課及び近畿技術事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会資本の整備、維持・管理に関わる産・学・官の連携・協力による新しい技術の研究、普及等に関する事業を行い、もって都市再生と地域連携による経済活力の回復に貢献し、国民生活の質の向上、安全で安心できる暮らしの確保、環境の保全・創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 道路の整備、維持管理、更新に係る新しい技術の開発・研究
- 2) 新しい道路技術開発・研究に資する技術情報・人材情報の収集、蓄積及び提供
- 3) 新しい道路技術開発・研究の指導及び評価
- 4) 新しい道路技術の普及
- 5) 新しい道路技術に関する広報並びに教育
- 6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(委員会の設置等)

第5条 本会は、本会の事業運営を円滑に進めるためプロジェクト選定・評価委員会（以下「委員会」と言う。）、プロジェクトチーム、ワーキンググループ、幹事会を設置し、テクニカルアドバイザーを置く。

2. 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、委員会及びプロジェクトチームに携わる者及びテクニカルアドバイザーとする。

3. 委員会

(委員の種類)

第7条 委員会に次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 3名

委員 若干名

臨時委員 若干名

2 委員は別紙1のとおりとする。

(委員の選任、任期)

第8条 委員長及び副委員長は、委員会において、委員のうちから選任する。委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 新委員の選任は、委員の推薦に基づき、委員会で承認するものとする。

3 臨時委員の追加は、プロジェクトの選定・評価の必要に応じて委員会で承認するものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、委員会を構成し、本会の業務の執行を決定する。委員長は、本会を代表し、業務を統轄する。副委員長は、委員長を補佐する。

(委員会の機能)

第10条 委員会は、下記の事項について審議するほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

1) 規約の変更に関する事項

2) 事業計画に関する事項

3) 委員の任免に関する事項

4) テクニカルアドバイザーの選任に関する事項

5) 本会の解散に関する事項

6) プロジェクトの募集に関する事項

7) プロジェクトチームの設置・解散に関する事項

8) プロジェクトチームの評価に関する事項

9) 知的財産権の所有・権利に関する事項

10) その他に関する事項

(委員会の開催)

第11条 委員会は、毎年1回以上開催する。委員の招集は委員長が行うものとし、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(議決)

第12条 委員会に出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

4. テクニカルアドバイザー

(テクニカルアドバイザーの設置)

第13条 プロジェクトチームの活動に必要な技術的支援を行うため、テクニカルアドバイザーを置き、別紙1のとおりとする。

2 テクニカルアドバイザーは、随時、プロジェクトチームに対して指導・助言を行うことができるものとする。

3 テクニカルアドバイザーは、チーフを置き、委員長が兼ねるものとする。

4 テクニカルアドバイザーの追加招集は、プロジェクトチームへの指導・助言の必要に応じて委員会で選任するものとする。

5. プロジェクトチーム

(設置)

第14条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、プロジェクトチームを設置することができる。

(構成)

第15条 本会の研究テーマに興味・研究意欲を持って、参画を申し出た者のうちから委員会がプロジェクトリーダーを指名する。構成員は、プロジェクトリーダーが選出し、委員会に届け出を行い、承認を得るものとする。

(プロジェクトチームの権利)

第16条 プロジェクトチームは、プロジェクト推進のために必要な支援措置等を委員会に求めることができる。

(プロジェクトチームの責務)

第17条 プロジェクトチームは、その目的を達成するため、以下の活動を行わなければならない。

1) 計画書の作成

以下の内容を明示したものとする。

- ・研究テーマ ・研究目的 ・研究開発の目標 ・研究内容と手法
- ・研究期間 ・体制 ・研究費用及びその負担方法等

2) 調査・研究活動

3) 研究の進捗状況、成果等の報告

4) 調査・研究活動を通じて得られた成果及びそれらに関する情報の開示 に関する取り決め事項の策定ならびに取り決め事項の遵守

5) その他委員会の要請によるもの

6. ワーキンググループ

(ワーキンググループの設置)

第18条 プロジェクトの推進に向けて、ワーキンググループを設置することができる。

7. 幹事会

(幹事会の設置)

第19条 幹事会

- 1) 幹事会は各プロジェクトチームの代表者（若干名）により構成する。
- 2) 幹事会は本会の運営に関する事項を行う。
- 3) 幹事会は事務局が必要に応じて招集する。

8. 研究会の透明性の確保

(氏名等の公表)

第20条 研究会の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、委員会の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 委員会は、討議の自由性を確保するため非公開とする。
- 3 委員会に提出された資料等は、公表するものとする。ただし、公表することが適切でないと委員会が判断するものについては公表しないものとする。
- 4 委員会に提出された資料等の公表は、会議終了後すみやかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に公表するものとする。

9. 雑則

第21条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は委員会において定める。

10. 附則

この規約は平成15年 1月21日から施行する。

平成16年 7月 9日 第8条2項を変更する。

平成16年 7月 9日 第18条4)を追加し、以下を繰り下げる。

平成16年 7月 9日 第19条を追加し、以下を繰り下げる。

平成20年12月 2日 第2条を変更する。

平成24年 8月31日 第2条を変更する。

平成25年 4月25日 第2条、第5条～第7条、第10条、第13条～第20条を変更する。

平成31年 1月23日 第7条を変更し、第8条3、第13条4を追加する。

プロジェクト選定・評価委員会 委員名簿

	所 属・役 職	氏 名
委員長	京都大学 名誉教授	大西 有三
副委員長	(一社)日本道路建設業協会関西支部 支部長	小原 信也
副委員長	京都大学経営管理大学院 特任教授	小林 潔司
副委員長	国土交通省 近畿地方整備局 道路部長	水野 宏治
委 員	(一社)日本建設業連合会関西支部 副支部長	古川 和義
委 員	(一社)日本橋梁建設協会 技術委員会 設計小委員会 委員	西村 晃
委 員	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 関西支部 技術部会 部会長	橋野 哲郎
委 員	(一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部 技術部会長	久後 雅治
委 員	国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 橋梁研究室長	白戸 真大
委 員	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 上席研究員(特命事項担当)	浅井 健一
委 員	国土交通省 近畿地方整備局 道路企画官	川尻 竜也
委 員	国土交通省 近畿地方整備局 道路情報管理官	森本 和寛
委 員	国土交通省 近畿地方整備局 近畿技術事務所長	増田 安弘
臨時委員	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室長	松本 幸司
臨時委員	国立研究開発法人 土木研究所 道路技術研究グループ 舗装チーム 上席研究員	藪 雅行

令和5年2月時点

テクニカルアドバイザー名簿

	所 属・役 職	氏 名
チーフ アドバイザー	京都大学 名誉教授	大西 有三
アドバイザー	京都大学経営管理大学院 特任教授	小林 潔司
アドバイザー	国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 道路構造物機能復旧研究官	玉越 隆史
アドバイザー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部長	水野 宏治
アドバイザー	国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 橋梁研究室長	白戸 真大
アドバイザー	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 上席研究員(特命事項担当)	浅井 健一
アドバイザー	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 主任研究員	加藤 俊二
臨時 アドバイザー	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室長	松本 幸司
臨時 アドバイザー	国立研究開発法人 土木研究所 道路技術研究グループ 舗装チーム 上席研究員	藪 雅行

令和5年2月時点